

# 神栖市運動施設利用料金表

令和2年4月1日

名称	種別	専用利用料 1時間		照明料金 1時間	個人利用料 1時間		
		利用	市内		市外	一般	小中学生
神栖市武道館	大道場	全面	1,100	1,650	1,100	—	—
			550				
		3分の1	440	660	440	—	—
	小道場	全面	220	1,320	880	—	—
			220				
		2分の1	440	660	440	—	—
	弓道場	全面	220	990	220 個人 30	50	高校生以上
			110				
	研修室	全面	660	330	—	—	—
			330				
指導員室	全面	220	160	—	—	—	
		110					
トレーニング室	全面	50	—	—	—	—	
神之池緑地運動施設	神栖市民体育館	全面	1,100	1,650	1,100	—	—
			550				
		2分の1	550	820	550	—	—
	神之池野球場	全面	270	1,650	—	—	—
			220				
	神之池庭球場	1面	110	660	220	—	—
			220				
	神之池陸上競技場	全面	1,100	1,650	—	—	—
			550				
	神之池パターゴルフ場	全面	—	—	—	400	200
—							
レンタサイクル	1台	—	—	—	50	—	
石塚運動広場	全面	880	1,320	—	—	—	
		440					
	2分の1	440	660	440	—	—	
		220					
4分の1	220	330	—	—	—		
	110						
高浜運動広場	野球場	440	660	—	—	—	
		220					
	サッカー場	全面	440	660	—	—	—
		220					
2分の1	220	330	—	—	—		
	110						

備考 ・市内とは、市内に在住、在勤、在学している者が利用する場合

- ・下段は、市内の小学校児童、中学校及び高等学校生徒の利用料金
- ・営利宣伝を目的とする施設の利用は、利用料金の8倍
- ・利用時間は、9時から17時までとする（ナイター設備のある施設は9時から21時まで）
- ・ナイター設備の無い施設の17時以降にわたる利用は日没を限度として施設管理者の許可を得て延長することができる  
この場合において、当該延長した時間（1時間未満は切り上げる）に1時間当たりの利用料金相当額を加算する
- ・利用時間が1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる
- ・中学生以下の利用は原則として17時までとする（保護者又は指導者等が引率する場合を除く）
- ・トレーニング室の利用は、利用者の健康と安全上の理由により高校生以上となります
- ・施設利用の予約は市内在住者及び在勤者は利用しようとする4ヶ月前からその他の者は利用しようとする3ヶ月前から受付をする（月の初日営業日は窓口のみ、翌営業日より電話等による）
- ・専用利用は、同一施設につき引き続き5日以内とする
- ・施設利用日の3日前（休館日の場合4日前）までに、取り消しの申し出がなかった場合、利用料が全額かかります

取り消し	4日前	(3日前が休館日)	3日前	前々日	前日	利用日
利用料金	無料	無料	全額	全額	全額	全額

- ・レンタサイクルは、1時間ごとの乗り換え制となります（利用は神之池緑地公園内のみ）
- ・身体障がい者手帳（1～3級、4級の下肢）、療育手帳（50以下）精神障がい者手帳（1・2級）をお持ちの方は減免の対象となります（手帳又は等級の分かるものをご提示ください）

※神栖市運動施設利用条例（令和2年4月1日施行）を基に指定管理者が神栖市教育委員会の承認を得た料金表です